## 第6回三川町農業委員会総会議事録

- 1. 開会の日時 令和4年12月23日(金) 午前9時30分
- 2. 総会の場所 三川町役場 議場
- 3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

 1番 黒 田 暢 委員 2番 大 川 里 美 委員 3番 志 田 敏 朗 委員

 4番 恩 田 明 雄 委員 5番 五 十 嵐 晃 樹 委員 7番 石 栗 聡 委員

 8番 齋 藤 学 委員 9番 齋 藤 茂 委員 10番 庄 司 正 廣 委員

4. 総会に欠席した農業委員は、次のとおりである。

6番 齋 藤 俊 介 委員

5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

第2 報告事項2 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

第3 報告事項3 農地の転用事実に関する照会について

第4 報告事項4 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について

第5 第9号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 第10号議案 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

第7 第11号議案 農用地利用集積計画の決定について

第8 第12号議案 三川農業振興地域整備計画に係る土地利用計画の変更に対する

意見について

- 6. 議長三川町農業委員会会長店司正廣
- 7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会 事 務 局 長 須藤輝一

事務局長補佐 渋谷 淳

主 任 松井亜紀子

会計年度任用職員 髙橋加奈

議 長 ただ今より、第6回三川町農業委員会総会を開会いたします。

(9:30)

総会の日程は、事前送付のあった総会資料に記載のとおりです。

次に、議事録署名委員の選出についてお諮りします。

時間の関係上、議長から指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、4番 恩田 明雄 委員、7番 石栗 聡 委員の2名を指名いたします。

これより、報告並びに議案の審議に入ります。

それでは、日程第1 報告事項1「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」から日程第4 報告事項4「農地中間管理事業に関する配分計画(案)について」までの報告を求めます。

事務局、説明願います。

松井主任

(説明) ≪報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理 について≫

(説明) ≪報告事項2 農地法第18条第6項の規定による合意解約について≫

(説明) 《報告事項3 農地の転用事実に関する照会について≫

(説明) 《報告事項4 農地中間管理事業に関する配分計画(案) について≫

議 長 以上で日程第1から第4までの報告を終わります。

次に、日程第5 第9号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」 を議題とし、審議します。

事務局からの説明を求めます。

松井主任

議

(説明) ≪第9号議案 農地法第3条の規定による許可申請について≫

長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求め ます。

(挙手)(賛成8名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 第10号議案「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

松井主任

(説明) ≪第10号議案 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見 について≫ 議 長 本案件については転用でありますので、過日実査しております。実査委員 長より報告を求めます。

5番 五十嵐 晃樹 委員、登壇願います。

5 番 5番 五十嵐です。農地法第5条第1項に規定による許可申請につきまして、\*\*\*\*町内会の案件につきましてご報告いたします。

去る12月14日に実査委員の、齋藤 茂 委員と志田 敏朗 委員、私と事務局より松井主任、合わせて4名立ち合いのもと、実査を行いました。この土地は、\*\*\*\*が、\*\*\*\*氏の農地を資材置場として利用する為、転用するものであります。西側は町道、南北は宅地、東側は水路をはさむものの宅地であり、周囲への影響に関しては特に問題ないことを確認いたしました。以上の結果、転用については問題なく、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。

これから採決します。お諮りします。本案については「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手)(賛成8名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、「許可相当」といたします。

次に、日程第7 第11号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。初めに所有権の移転にかかる番号1・2について審議します。

事務局からの説明を求めます。

松 井 主 任 (説明) ≪第11号議案 農用地利用集積計画の決定について≫ 議 長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

> 意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。 お諮りします。本案の番号1・2について原案のとおり決定することに賛成 の委員の挙手を求めます。

> > (挙手)(賛成8名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号1・2については、原案のと おり可決されました。

次に農地中間管理事業にかかる議案について審議します。

番号3については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、3番 志田 敏朗 委員の退席を求めます。

( 3番 志田 敏朗 委員 退席)

(9:48)

事務局からの説明を求めます。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求め ます。

## (挙手)(賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(9:50)

(3番 志田 敏朗 委員 着席)

(9:52)

再開します。

(9:52)

次に番号4・5について審議します。

番号4・5については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、5番 五十嵐 晃樹 委員の退席を求めます。

( 5番 五十嵐 晃樹 委員 退席)

(9:53)

事務局からの説明を求めます。

渋谷事務局長補佐 議 長 (説明)≪第11号議案 農用地利用集積計画の決定について≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求め ます。

## (挙手)(賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(9:54)

( 5番 五十嵐 晃樹 委員 着席)

(9:55)

再開します。

(9:55)

次に番号6・7・8について審議します。

番号6・7・8については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、8番 齋藤 学 委員の退席を求めます。

(8番 齋藤 学 委員 退席)

(9:56)

事務局からの説明を求めます。

渋谷事務局長補佐 (説明) ≪第11号議案 農用地利用集積計画の決定について≫

議 長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求め ます。

## (挙手)(賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(9:57)

(8番 齋藤 学 委員 着席)

(9:58)

再開します。

(9:58)

次に番号9から55について審議します。

事務局からの説明を求めます。

渋谷事務局長補佐

(説明) ≪第11号議案 農用地利用集積計画の決定について≫

議 長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求め ます。

(举手)(賛成8名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決されました。

議 長 次に、日程第8 第12号議案「三川農業振興地域整備計画に係る土地利 用計画の変更に対する意見について」を議題とします。

この議案については、産業振興課農政係担当職員に出席説明を求めております。事務局の提案説明後、担当職員より土地利用計画の変更内容の説明を求めます。

事務局からの説明を求めます。

渋谷事務局長補佐

(説明) ≪第12号議案 三川農業振興地域整備計画に係る土地利用計画 の変更に対する意見について≫

農用地域の整備に関する法律に基づき、三川町において、三川農業振興地域整備計画が作成されています。今回、この計画の土地利用計画の変更が予定されており、三川町長から当委員会に意見を求められているものです。概要は、農用地区域から10筆の土地を除外するものであります。詳細につきましては、産業振興課農政係担当職員がご説明いたします。

菅原課長補佐

(説明) ≪第12号議案 三川農業振興地域整備計画に係る土地利用計画 の変更に対する意見について≫

議 長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

5 番 三川の農地を\*\*\*\*で耕作しておりますが、売買の際に所有者には当然 代金が支払いされるわけですが、耕作者には権利がなく、一銭も支払われな いと言われています。それについていろいろ意見を聞きたいと思います。

菅原課長補佐

事業の担当課は企画調整課になりますので、その旨をお伝えしたいと思います。

5 番 その際に企画調整課から権利がないと言われたのですが、耕作者からすると、収量が上がるように土壌改良に努めてきたにもかかわらず、という思いもあり困っている状況です。鶴岡市の方でも同様に耕作者が困っているとの話が聞こえてきています。その辺三川町ではこの先どのようにしていくのか検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

菅原課長補佐

ご意見につきまして、私の立場でお答えできることではありませんので担 当課である企画調整課へ伝えさせていただきます。

(挙手)(賛成8名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、第12号議案については、原案のとおり 可決されました。

以上をもちまして、第6回三川町農業委員会総会を閉会します。

(10:12)

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議長

議事録署名委員 4 番

議事録署名委員 7 番